

情報最前線

■下水道の供用開始区域

玉津	森戸、中土居、川北、川南、玉津、横黒下、横黒西市塚、船屋東南、船屋東北 各一部区域
飯岡	上組、西大道、西原、山口、東野口、中野口、西野口、辰川、池の内、高砂町 各一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川、王子町 各一部区域
大町	新田、西の川原、天皇、明神木、新玉通、中町小川北の丁上 各一部区域
神戸	中の段、宵の原、楠、東光、藪の内、北組、東原奥の内 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橋	西泉西、樺木西、野々市東、野々市西、北山 各一部区域
氷見	西町、朝日町、竹内、末長、宮の下 各一部区域
多賀	三津屋、北条 各一部区域
壬生川	大新田の一部区域
国安	国安、桑村 各一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	久妙寺、高松 各一部区域

■下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に排水設備を下水道に接続しなければなりません。また、くみ取り便所の場合は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。指定工事店が分からない場合はお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
上下水道係

■水洗便所改造資金の融資制度をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に對し、市では資金の融資をあっせんしています。

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難であること
○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと
○下水道供用開始日から3年以内に行う工事であること
○申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

■融資限度額

○くみ取り便所の場合
改造工事1件につき40万円
○浄化槽の場合
改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担します。

○償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
上下水道係

■下水道使用人数が変更した場合は届出をしてください

下水道の使用料を使用(世帯)人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず担当課へ届出をしてください。

■長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所等で長期にわたって不在の世帯員がいる場合は、届出後から不在している人数分を差し引いて算定します。

■就業者 勤務証明書

○就業者 勤務証明書
○長期入院 医師の診断書または領収書
○施設入所 入所証明書または領収書
○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
上下水道係

■市民に愛される水道に向けて

■東部地区(西条地区)の上水道施設が完成

市内東部にある5つの簡易水道(飯岡、玉津東部、大谷、オレンジハイツ、グリーンハイツ)を統合し、隣接する未普及地域を含めた東部地区上水道が完成しました。

簡易水道の水源地(取水井戸)と配水池(配水タンク)の統合による施設の新設や連絡管の布設において耐震対策を施し、地震などの災害に強い施設になっています。4月からは東部地区(計画給水人口:13,000人)で、より安全で安心な水道水の安定供給が可能となりました。

この事業費は、水道利用者の水道料金で賄われています。これからも、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- 東部地区上水道施設の概要
- 事業年度:平成17~21年度
- 総事業費:約26億円(国庫補助・約5億円)
- 主な新施設:福武水源地、玉津水源地
半田山配水池、池の内配水池
玉津第2配水池
- 新設管延長:32,511m



玉津第2配水池

問合せ 市庁舎本館下水道工務課 TEL0897-52-1587